

越谷市卓球連盟規約

第1章 総則

- 第1条 本連盟は越谷市卓球連盟と称する（以下「本連盟」）という。
- 第2条 本連盟の事務局は会長指定の場所に置く。
- 第3条 本連盟は越谷市卓球界を代表して埼玉県卓球協会及び越谷市スポーツ協会に対して交渉権を有する唯一のアマチュアスポーツ団体である。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本連盟は卓球の普及および発展を図り、スポーツ精神に立脚し会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第5条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 会長杯
 - 2 市長杯
 - 3 その他本連盟の目的を達成する諸事業

第3章 構成

- 第6条 本連盟の趣旨に賛同する卓球愛好者をもって会員とする。
- 第7条 本連盟に加盟しようとする者は入会金を添えて申し込み理事会の承認を得なければならない。
- 第8条 本連盟の会員は所定の会費を納入しなければならない。
入会金及び会費は別に定める。（別表一参照）

第4章 役員

- 第9条 本連盟に次の役員を置く。
- | | | |
|---------|----------|----------|
| 会長 1名 | 副会長 若干名 | 事務局長 1名 |
| 理事長 1名 | 副理事長 若干名 | 常任理事 若干名 |
| 理事 若干名 | 会計幹事 2名 | 監事 2名 |
| 代議員 若干名 | | |

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本連盟の会務を統轄し、本連盟を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は会長及び副会長を補佐して会務を掌理し会長及び副会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 副理事長は理事長を補佐する。
- 5 常任理事及び理事は会長の指示に従い会務を分掌する。
- 6 会計幹事は出納及びその他の会計を掌握する。
- 7 監事は会計を監査しその結果を代議員会に報告する。
- 8 事務局長は連盟の事務を掌握する。

第11条 役員の選任は次のとおりとする。

- 1 会長及び副会長は代議員会で推薦する。
- 2 事務局長、理事長、副理事長、常任理事は理事会において推薦し、代議員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 理事は会員中より若干名を選出し、理事会で若干名を推薦する。但し推薦理事は選出理事の数を越えることは出来ない。
- 4 監事は代議員会において推薦し、会長が委嘱する。

第12条 本連盟に顧問及び参与を置くことが出来る。

顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第13条 顧問及び参与は本連盟の諮問に応じ本会の目的に寄与するものとする。

第14条 役員の任期は2カ年とし、交替は年度末に行う。但し重任は妨げない。

任期満了後であっても後任の選出されるまでその職務を行うものとする。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 機関

第1節 代議員会

第15条 代議員会は毎年一回春季に会長が招集し、その議長は会長がたる。

会長が必要と認めたとき、又は代議員会の3分の1以上の要求があったときは、会議の目的を示して臨時に代議員を招集しなければならない。

会長が理事会の決議を経て支障がないと認めたときは、文書を持って代議員会に替える事が出来る。

第16条 代議員会は本連盟の最高決議機関であり、その構成は各チームより1名選出し届け出るものとする。

第17条 代議員会は過半数をもって成立するものとする。但し委任状をもって代理人とすることが出来る。

第18条 代議員会において次の事項を決議する。

- 1 事業報告
- 2 事業計画及び収支予算
- 3 収支決算及び資産の状況
- 4 役員を選任
- 5 その他重要な事項

第19条 代議員会の議事は出席代議委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第2節 理事会及び常任理事会

第20条 理事会及び常任理事会は、代議員会において議決、若しくは委任された事項、又は緊急を要する事項を計画、審議、決定する。但し緊急を要する事項を決定したときは次の代議員会でその承認を得なければならない。

第21条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、正副理事長、常任理事、理事をもって構成する。その議長は理事長があたる。監事は理事会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決に加わることは出来ない。

第22条 常任理事会は必要に応じて理事長が招集し、正副理事長、常任理事をもって構成する。その議長は理事長があたる。

第23条 本連盟は会務執行のため部会及び委員会を設ける事が出来る。

第24条 部会及び委員会の設置は理事会で定める。以上の会に関する規定は別に定める。

第6章 会計

第25条 本連盟の資産管理については代議員会の議決を要する。

第26条 本連盟の経費は加盟及び登録費、補助金、寄付金その他の収入をもって支弁する。但し一旦納入した会費は一切返還しない。

第27条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第7章 表彰規定

第28条 本連盟の事業に対し業績顕著なるもの、及び選手として優秀な成績を収めた者を本連盟会長名をもって表彰する。

第8章 規約変更

第29条 本規約を変更するときは代議員総数の2分の1以上の同意によるものとする（但し委任を認める）。

第9章 雑則

第30条 本規約の施行に関し必要事項に対する細則は理事会で別にこれを定める。

附則 本連盟規約は昭和52年4月17日から適用する。

附則 本連盟規約は平成12年4月16日から適用する。

附則 本連盟規約は平成19年4月8日から適用する。

附則 本連盟規約は令和7年4月13日から適用する。

（表彰規定細則）

- 1 優秀選手の表彰規定は各種の県大会において優勝した団体、個人及び各人の関東大会・全国大会に於いて入賞した団体及び個人を表彰候補として理事会に推薦するものとする。